

## 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等又は問診票等を通して、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証の有無に関わらず、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時（月に1回） …… 医療情報取得加算 1点

再診時（3ヶ月に1回） …… 医療情報取得加算 1点